

六月二十四日（火曜日）

出席議員

一	のぐち	けんたろう	十八番	たかはま	なおき
二	吉村	美紀	十九番	金子	てるよし
三	松平	雄一郎	二十番	市村	やすとし
四	宮野	ゆみこ	二十一番	田中	としかね
五	ほかり	吉紀	二十二番	名取	顕一
六	依田	かずひろ	二十三番	白石	英行
七	高山	のりゆき	二十四番	松丸	昌史
八	石沢	恵美子	二十五番	岡崎	義顕
九	千田	のぼる	二十六番	上田	ゆきこ
十	浅川	ひろこ	二十七番	品田	ひでこ
十一	豪一	伸一	二十八番	浅田	保雄
十二	山本	香澄	二十九番	海津	敦子
十三	宮中	けいじ	三十番	高山	泰三
十四	田中	れい子	三十一番	山本	一仁
十五	沢田	こうき	三十二番	板倉	美千代
十六	小林		三十三番	川倉	けさ子
十七	宮崎				

欠席議員
なし
三十四番 議員

出席説明員

区 長	成 澤	廣 修	地域包括ケア推進担当部長	矢 島	孝 幸
副 区 長	佐 藤	正 子	子ども家庭部長	多 田	栄 一 郎
副 区 長	加 藤	裕 一	保健衛生部長	矢 内	真 理 子
教 育 長	丹 羽	恵 玲 奈	兼文京保健所長	鵜 沼	秀 之
企 画 政 策 部 長	新 名	幸 男	都市計画部長	小 鵜	光 幸
総 務 部 長	竹 田	弘 一	土 木 部 長	木 野	光 伸
防 災 危 機 管 理 室 長	榎 戸	研 一	資 源 環 境 部 長	松 永	直 樹
区 民 部 長	高 橋	征 博	施 設 管 理 部 長	宇 民	清 樹
ア カ デ ミ ー 推 進 部 長	長 塚	史 博	会 計 管 理 者	吉 田	雄 大
福 祉 部 長	鈴 木	佳 裕	会 計 管 理 室 長 事 務 取 扱	邊 田	了 大
兼 福 祉 事 務 所 長	裕 隆	佳 史	教 育 推 進 部 長	渡 邊	了 大
			監 査 事 務 局 長		

事務局職員

事 務 局 長	佐 久 間 康 一	議 事 調 査 主 査	菅 波 節 子
議 事 調 査 主 査	杉 山 大 樹	議 事 調 査 担 当	阿 部 隆 也
議 事 調 査 主 査	小 松 崎 哲 生	議 事 調 査 担 当	眞 鍋 由 起 子
議 事 調 査 主 査	糸 日 谷 友	議 事 調 査 担 当	

議事日程

日 程 第 一 号	文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
日 程 第 二 号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例
日 程 第 三 号	文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約
日 程 第 四 号	文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約
日 程 第 五 号	文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

日程第六	議案第四号	文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例
日程第七	議案第五号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
日程第八	議案第六号	文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例
日程第九	議案第七号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十	議案第八号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十一	議案第九号	文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
日程第十二	議案第十号	文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
日程第十三	議案第十三号	文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第十四	議案第十四号	文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第十五	議案第十五号	文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第十六	議案第十六号	文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第十七	議案第十七号	文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第十八	議案第十八号	文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第十九	議案第十九号	文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
日程第二十	議案第二十号	文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約
追加日程第二十一	議員提出議案第一号	若者の政治参加を促進する改革を求める意見書
追加日程第二十二	議案第二十一号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第二十三	議案第二十二号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第二十四	議案第二十五号	文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約
追加日程第二十五	議案第二十三号	文京区空家等の適正管理に関する条例
追加日程第二十六	議案第二十六号	文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約
追加日程第二十七	議案第二十四号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第二十八	請願受理第一号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
追加日程第二十九	請願受理第二号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願
追加日程第三十	請願受理第三号	再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求める請願

追加日程第三十一 請願受理第五号
文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願

追加日程第三十二 請願受理第六号
文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願

追加日程第三十三 請願受理第七号
公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願

追加日程第三十四 請願受理第八号
子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願

追加日程第三十五 請願受理第九号
介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書

追加日程第三十六 請願受理第十号
「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願

追加日程第三十七 請願受理第十一号
「本郷三丁目四十」のマンション計画についての請願

追加日程第三十八 請願受理第十二号
小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願

追加日程第三十九 請願受理第十三号
「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願

追加日程第四十 請願受理第十四号
学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願

追加日程第四十一 請願受理第十五号
区内図書館の管理運営方法を見直し、新小石川図書館については管理運営を直営に戻すことも検討することを求める請願

追加日程第四十二 請願受理第十六号
子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願

追加日程第四十三 請願受理第十七号
「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願

追加日程第四十四 請願受理第十八号
「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子どもたちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願

追加日程第四十五 請願受理第十九号
より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果たす改革をさらに進め、「開かれた」議会の実現を求める請願

追加日程第四十六 請願受理第二十号
文京区議会において委員会のインターネット中継の速やかな全面実施を求める請願

追加日程第四十七 請願受理第二十一号
全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用容認の請願

追加日程第四十八 請願受理第二十二号
区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化を求める請願

追加日程第四十九

追加日程第五十

追加日程第五十一

追加日程第五十二

追加日程第五十三

追加日程第五十四

追加日程第五十五

追加日程第五十六

追加日程第五十七

監査委員選任の同意について

議長辞職許可について

議長選挙について

副議長辞職許可について

副議長選挙について

常任委員会の委員の定数及び選任について

議会運営委員の選任について

特別委員の辞任許可及び選任について

議員の派遣について

午後二時開議

○議長（白石英行） ただいまから、本日の会議を開きます。

文京区議会議長 白石英行様

住民監査請求について（通知）

○議長（白石英行） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

四 番 宮野 ゆみこ 議員

二十四番 松丸 昌史 議員

を指名いたします。

二〇二四文監第一四号により通知いたしました住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十二条に規定する住民監査請求の要件を欠いているものと認められました。

このため、法第二百四十二条第五項に規定する監査を実施しないこととし、請求人宛てに通知したので通知します。

（参考） 請求人宛通知（写し）

○議長（白石英行） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文監第五三号

令和七年六月十一日

二〇二五文監第四二号

令和七年六月三日

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 山本 一仁

文京区監査委員 渡部 敏明

同 松本 理恵子

同 山本 一仁

文京区議会議長 白石英行様

令和六年度令和七年四月分及び令和七年度四月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和六年度令和七年四月分及び令和七年度四月分の現金の出納及び保管状況
- 二 検査年月日 令和七年五月二十九日、三十日
- 三 検査の結果
 - (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」とおり相違ありません。
 - (2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」とおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（白石英行） 次に、日程の追加について申し上げます。

資料、議事日程・追加議事日程のとおり、三十六件を本日の日程に追加いたします。

○議長（白石英行） これより、日程に入ります。

この際、日程の順序を変更し、追加日程第二十一を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十一 議員提出議案第一号 若者の政治参加を促進する改革

を求める意見書

議員提出議案第一号

若者の政治参加を促進する改革を求める意見書

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和七年六月二十四日

提出者 文京区議会議員

のぐち	けんたろう	吉村美紀	松平雄一郎
宮野	ゆみこ	ほかり吉紀	依田翼
高山	かずひろ	石沢のりゆき	千田恵美子
浅川	のぼる	豪一	山田ひろこ
宮本	伸一	田中香澄	沢田けいじ
小林	れい子	宮崎こうき	たかはまなおき
金子	てるよし	市村やすとし	田中としかね
名取	顕一	白石英行	松丸昌史
岡崎	義顕	上田ゆきこ	品田ひでこ
浅田	保雄	海津敦子	高山泰三
山本	一仁	板倉美千代	関川けさ子

文京区議会議長 殿

若者の政治参加を促進する改革を求める意見書

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・地方議会議員については満二十五歳以上、また参議院議員については満三十歳以上と規定されています。この被選挙権について、最高裁判所においては、被選挙権は選挙権と表裏一体の関係にある重要な権利であり、被選挙権（立候補の自由）は「憲法第十五条第一項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」（最大判昭和四十三

年十二月四日）との見解が示されています。

我が国では、成人年齢及び選挙権年齢である満十八歳になると、親の同意なしに会社を設立し代表取締役に就任することが可能となり、また裁判員や検察審査員として重大な刑事事件等にも関与することが出来るにも拘らず、被選挙権年齢は満二十五歳以上となっています。

一方でOECD加盟国では、下院での被選挙権年齢は満十八歳以上が二十三か国、六〇・五％と最も多くなっており、日本の衆議院の様に二十五歳以上というのは、五か国、一三・二％と少数派となっているのが現状です。また、選挙権年齢と被選挙権年齢を十八歳以上と統一している国も過半数を超えています。

全国町村議会議長会からは、近年の議員選挙において無投票・定数割れが増加しており、このまま増え続けると仮定した場合、次の統一地方選挙では全体の三分の一を超える三四・一％の議会が無投票になる可能性があるとの見解が示されています。このため、地域の代表を選出する選挙を持続するための被選挙権年齢引き下げ等の対策が求められています。よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、様々な権利が得られると同時に相応の義務を負うことになる成人年齢との均衡を踏まえ、被選挙権年齢を引き下げるとともに経済的基盤の弱い若者にとって不当に高い参入障壁を解消することで若者の政治参加を促進するため、負担の重くない供託金額を再検討することを要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長宛て

参議院議長

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議員提出議案第一号は、全議員提出議案でありますから、提案理由の説明及び委員会付託を省略して、直ちに原案を可決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案

第一号は、原案のとおり決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第一から第四までの四件を一括して

議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第一号 文京区行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第二号 文京区特別区税条例の一部を改正する

条例

日程第三 議案第十一号 文京区男女平等センター改修その他機

械設備工事請負契約

日程第四 議案第十二号 文京シックセンター低層及び高層用

昇降機設備改修工事請負契約

○議長（白石英行） 本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求

めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、三十番」と発言を求む。〕
 ○議長（白石英行） 総務区民委員会委員長高山泰三議員。

〔総務区民委員会委員長高山泰三議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（高山泰三） ただいま議題となりました議案第一号及び第二号並びに第十一号及び第十二号の四議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、六月十九日に開会し、議案の審査に当たりました。まず、議案の概要を申し上げます。

議案第一号は、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を利用する事務を追加するものです。

次に、議案第二号は、文京区特別区税条例の一部を改正する条例です。

本案は、地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

次に、議案第十一号は、事件案で、文京区男女平等センター改修その他機械設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金二億一千四百六十二万一千円、契約の相手方は、REC・松嶋建設共同企業体です。

次に、議案第十二号は、事件案で、文京シビックセンター低層及び高層用昇降機設備改修工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定に

よる随意契約で、契約金額は、金十三億八千五十万円、契約の相手方は、東京都千代田区丸の内二丁目五番一号、三菱電機ビルソリューションズ株式会社東日本支社、取締役常務執行役員支社長宇和川慎一です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第一号及び第二号並びに第十一号及び第十二号の四議案につきまして、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第一号及び第二号並びに第十二号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第一号及び第二号並びに第十一号及び第十二号の四議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

この四議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

なお、三十三番関川けさ子議員につきましては、本日の会議における採決は、挙手をもって起立とみなすことといたします。

お諮りいたします。

議案第一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第一号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第二号は、

原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十一号は、

原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第十二号は、

原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第五から第七までの三件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第五 議案 第三号 文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

日程第六 議案 第四号 文京区建築物再生可能エネルギー利用

促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

日程第七 議案 第五号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

○議長（白石英行） 本案に関し、建設委員会委員長の報告を求めます。

〔建設委員会委員長「議長、二十二番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 建設委員会委員長名取頭一議員。

〔建設委員会委員長名取頭一議員登壇〕

○建設委員会委員長（名取頭一） ただいま議題となりました議案第

三号から第五号までの三議案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、六月十七日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第三号は、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例です。

本案は、文京区景観づくり審議会に係る規定を整備するものです。

次に、議案第四号は、文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例で、新規制定です。

本案は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務制度の対象となる建築物の用途及び建築の規模について定めるものであります。

次に、議案第五号は、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例です。

本案は、湯島自転車駐車場の位置を変更し、一時利用制自転車駐車場を新設するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第三号から第五号までの三議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって、建設委員会委員長の報告は終わ

りました。

議案第三号から第五号までの三議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この三議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。お諮りいたします。

議案第三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第三号は、

原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第四号は、

原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第五号は、

原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、日程第八から第二十までの十三件を一括

して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第八 議案第六号 文京区保育所における保育に関する条

例の一部を改正する条例

日程第九 議案第七号 文京区特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営の基準に関する条

例の一部を改正する条例

日程第十 議案第八号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第九号

文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第十号

文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第十三号

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第十四 議案第十四号

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第十五 議案第十五号

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第十六 議案第十六号

文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第十七 議案第十七号

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第十八 議案第十八号

文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第十九 議案第十九号

文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

日程第二十 議案第二十号

文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約

○議長（白石英行）

本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めま

す。

〔文教委員会委員長「議長、十番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 文教委員会委員長浅川のぼる議員。

〔文教委員会委員長浅川のぼる議員登壇〕

○文教委員会委員長（浅川のぼる） ただいま議題となりました議案

第六号から第十号及び第十三号から第二十号までの十三議案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、六月十三日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第六号は、文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するものです。

次に、議案第七号は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設に係る規定を整備するものです。

次に、議案第八号は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における連携施設に係る規定を整備するものです。

次に、議案第九号は、文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例です。

本案は、保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規

定を整備するものです。

次に、議案第十号は、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例です。

本案は、保育料の第一子無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するものです。

次に、議案第十三号は、事件案で、文京区立第九中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億四千二百八十一万五千円、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目十九番三号、トリヤマ株式会社、代表取締役鳥山幸得太です。

次に、議案第十四号は、事件案で、文京区立第三中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億三千三百六十三万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目二十六番十九号、株式会社リン・ドス、代表取締役東海林諭です。

次に、議案第十五号は、事件案で、文京区立第八中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億九百四十九万六千円、契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号、株式会社上之原工務店、代表取締役上之原一光です。

次に、議案第十六号は、事件案で、文京区立林町小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約で、契約金額は、金三億百五十七万六千円、契約の相手方は、東京都文京区本郷二丁目三十一番十号、伊藤工業株式会社、代表取締役佐々木淳子です。

次に、議案第十七号は、事件案で、文京区立第一中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金二億六千五百四十一万九千円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖です。

次に、議案第十八号は、事件案で、文京区立湯島小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金二億九百九十一万三千円、契約の相手方は、東京都文京区本郷二丁目三十一番十号、伊藤工業株式会社、代表取締役佐々木淳子です。

次に、議案第十九号は、事件案で、文京区立大塚小学校特別教室改修工事（第一期）請負契約です。

本件は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金一億九千三百六十万円、契約の相手方は、東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号、株式会社上之原工務店、代表取締役上之原一光です。

次に、議案第二十号は、事件案で、文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事請負契約です。

本件は、地方自治法施行令第六十七条の二第二項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億五千三百七十五万円、契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目二十九番二十六・一〇一号、山口建設株式会社、代表取締役山口巖です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第六号から第十号及び第十三号から第二十号までの十三議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第七号及び第八号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。
御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって、文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第六号から第十号まで及び第十三号から第二十号までの十三議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この十三議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。
議案第六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第六号は、

原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第七号は、

原案のとおり可決と決しました。
次に、議案第八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、議案第八号は、

原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十三号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十四号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十五号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十六号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十七号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十八号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第十九号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第十九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、追加日程第二十二から第二十四の三件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十二 議案第二十一号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二十三 議案第二十二号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二十四 議案第二十五号 文京シビックセンターシステム

天井用照明器具等更新工事請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第二十一号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年十月一日でございます。

議案第二十二号は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年十月一日でございます。

議案第二十五号は、事件案で、文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約でございます。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億二千六百九十四万三千円、契約

の相手方は、関電工・小嶋・エスワイ建設共同企業体でございます。以上御説明申し上げました三議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第二十一号及び第二十二号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三件は、総務区民委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、追加日程第二十五及び第二十六の二件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十五 議案第二十三号 文京区空家等の適正管理に関する条例

追加日程第二十六 議案第二十六号 文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二十三号及び

第二十六号の二議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第二十三号は、文京区空家等の適正管理に関する条例で、新規制定でございます。

本案は、空き家等の適正管理に関し必要な事項について定めるため、提案するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

議案第二十六号は、事件案で、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金一億八千六百十六万七千七百円、契約の相手方は、東京都江東区冬木六番二十五号、株式会社ランデック、代表取締役石川綾子でございます。

以上御説明申し上げました二議案につきまして、よろしく御審議の上、いづれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

議案第二十三号及び第二十六号の二件は、建設委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よつて、議案第二十三

号及び第二十六号の二件は、建設委員会に付託することに決しました。

○議長（白石英行） 次に、追加日程第二十七を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十七 議案第二十四号 幼稚園教育職員の勤務時間、休

日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（白石英行） 本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔佐藤正子副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 佐藤正子副区長。

〔佐藤正子副区長登壇〕

○副区長（佐藤正子） ただいま上程されました議案第二十四号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第二十四号は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和七年十月一日でございます。

以上御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第二十四号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得ております。

お諮りいたします。

議案第二十四号は、文教委員会に付託したいと思います。これに御

異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は、文教委員会に付託することに決しました。

ここで、本日の会議時間についてお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（白石英行） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

この際、委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

総務区民委員会、建設委員会及び文教委員会の委員の方々は、順次、第一委員会室に御参集ください。

午後二時三十三分休憩

午後四時四十三分再開

○議長（白石英行） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、総務区民委員会から議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三議案について、建設委員会から議案第二十三号及び第二十六号の二議案について、文教委員会から議案第二十四号について、それぞれ議案審査報告書が提出されましたので、本日の日程に追加いたします。

まず、議案第二十一号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第二十二号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第二十五号、文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約の三議案を一括して議

題いたします。

本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、三十番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 総務区民委員会委員長高山泰三議員。

〔総務区民委員会委員長高山泰三議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（高山泰三） ただいま議題となりました議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。まず、議案の概要を申し上げます。

議案第二十一号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、規定を整備するものです。

次に、議案第二十二号は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

なお、議案第二十一号及び第二十二号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の意見を得て、本委員会に付託されたものです。

次に、議案第二十五号は、事件案で、文京シビックセンターシステム天井用照明器具等更新工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億二千六百九十四万三千円、契約の相手方は、関電工・小嶋・エスワイ建設共同企業体です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。
御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第二十一号及び第二十二号並びに第二十五号の三議案については、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この三議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。
議案第二十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十一号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十二号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十五号について、賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十五号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、議案第二十三号、文京区空家等の適正管

理に関する条例、議案第二十六号、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の二議案を一括して議題といたします。

本案に関し、建設委員会委員長の報告を求めます。

〔建設委員会委員長「議長、二十二番」と発言を求む。〕
○議長（白石英行） 建設委員会委員長名取頭一議員。

〔建設委員会委員長名取頭一議員登壇〕
○建設委員会委員長（名取頭一） ただいま議題となりました議案第二十三号及び第二十六号の二議案につきまして、建設委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。
まず、議案の概要を申し上げます。

議案第二十三号は、文京区空家等の適正管理に関する条例で、新規制定です。

本案は、空家等の適正管理に関し必要な事項について定めるものです。

次に、議案第二十六号は、事件案で、文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約です。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金一億八千六百七十七万円、契約の相手方は、東京都江東区冬木六番二十五号、株式会社ランデック、代表取締役石川綾子です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第二十三号及び第二十六号の二議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。
御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって、建設委員会委員長の報告は終わ

りました。

議案第二十三号及び第二十六号の二議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この二議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第二十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第二十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十六号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、議案第二十四号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めます。

〔文教委員会委員長「議長、十番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 文教委員会委員長浅川のぼる議員。

〔文教委員会委員長浅川のぼる議員登壇〕

○文教委員会委員長（浅川のぼる） ただいま議題となりました議案第二十四号につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は先刻開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第二十四号は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整備するものです。

なお、議案第二十四号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の意見を得て、本委員会に付託されたものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第二十四号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上をもって文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第二十四号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第二十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 全員起立と認めます。よって、議案第二十四号

は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（白石英行） 次に、追加日程第二十八から第四十八までの二

十一件を一括して議題といたします。

〔たかはまなおき議員「議長、十八番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 十八番たかはまなおき議員。

○たかはまなおき議員 自席からの発言をお許しください。

ただいま議題となりました二十一件のうち、追加日程第四十五、請願受理第十九号第一項及び追加日程第四十六、請願受理第二十号については、本会議において委員会の決定と変わる可能性がございます。

これら二件を個別の議題とするよう求め、文京区議会会議規則第三十一条において、議長に対して異議を申し立てます。

○議長（白石英行） ただいま、一括議題とすることに対し、異議がございました。

一括議題とすることに対しての異議の申立てには、会議規則第三十条の規定により、会議に諮って決めることとしております。

お諮りいたします。

追加日程第二十八から第四十八までの二十一件について、一括議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、追加日程第二十八から第四十八までの二十一件については、一括議題とすることと可決されました。

一括議題とする二十一件について、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第二十八 請願受理第一号 場外馬券売り場（後楽園オフ

追加日程第二十九 請願受理第二号 消費税五％への引き下げとイ

ンボイス制度の廃止を求める請願

追加日程第三十 請願受理第三号 再審法改正の促進について、国

追加日程第三十一 請願受理第五号

に意見書の提出を求める請願
文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が不適切な利用をできないような再発防止策を講じることを求める請願

追加日程第三十二 請願受理第六号

文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請願

追加日程第三十三 請願受理第七号

公共施設の再整備では区民からゾーニング案やイメージ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できることを求める請願

追加日程第三十四 請願受理第八号

子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願

追加日程第三十五 請願受理第九号

介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書

追加日程第三十六 請願受理第十号

「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願

追加日程第三十七 請願受理第十一号

「本郷三丁目四十」のマンション計画についての請願

追加日程第三十八 請願受理第十二号

小・中学校全学年において早急

に少人数学級の実現を求める請願

追加日程第三十九 請願受理第十三号

「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願

追加日程第四十 請願受理第十四号

追加日程第四十一 請願受理第十五号

学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求める請願
区内図書館の管理・運営方法を見直し、新小石川図書館については、管理・運営を直営に戻すことも検討することを求める請願

追加日程第四十二 請願受理第十六号

子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートなどの充実を図ることを求める請願

追加日程第四十三 請願受理第十七号

「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願

追加日程第四十四 請願受理第十八号

「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子どもたちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願

追加日程第四十五 請願受理第十九号

より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果たす改革を

さらに進め、「開かれた」議会の実現を求める請願

追加日程第四十六 請願受理第二十号

文京区議会において委員会のインターネット中継の速やかな全面実施を求める請願

追加日程第四十七 請願受理第二十一号

追加日程第四十八 請願受理第二十二号

全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用容認の請願
区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化を求める請願

○議長（白石英行） 本件に関し、それぞれの委員会から請願審査報告書が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

令和七年六月二十四日

総務区民委員会委員長 高山泰三
文京区議会議長 白石英行 様

総務区民委員会請願審査報告書

令和七年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第一号

・件名 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
・請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号
新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹紘子

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第二号

- ・件 名 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の廃止を
求める請願

- ・請 願 者 文京区水道二丁目七番五号三〇一号
消費税をなくす文京の会

代表 椎野 耕一

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第三号

- ・件 名 再審法改正の促進について、国に意見書の提出を求め
る請願

- ・請 願 者 文京区湯島二丁目四番四号
日本国民救援会東京都本部気付

日本国民救援会文京支部

支部長 工藤 由一

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

- ・請 願 者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠里

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

五 請願受理第六号

- ・件 名 文京区職員の区民とのコミュニケーション能力及び合
意形成能力の向上に積極的に取り組むことを求める請
願

- ・請 願 者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠里

- ・審査の結果 第二項、三項 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

六 請願受理第七号

- ・件 名 公共施設の再整備では区民からゾーンニング案やイメー
ジ案、施設配置案なども募り、区民が広く共有できる
ことを求める請願

- ・請 願 者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠里

- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

四 請願受理第五号

- ・件 名 文京区の「指定管理者制度」を見直し、特定の団体が
不適切な利用をできないような再発防止策を講じるこ
とを求める請願

とを定める請願

七 請願受理第八号

・件 名 子どもたちの「意見等の表明と参加」を確実に進めるため、子どもたちへの情報発信・提供を強化することを求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠里

・審査の結果 第一項 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

令和七年六月二十四日

建設委員会委員長 名 取 顕 一

文京区議会議長 白 石 英 行 様

建設委員会請願審査報告書

令和七年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十七日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第十号

・件 名 「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

みんなでみんなのまちづくり

代表 屋和田 珠里

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

令和七年六月二十四日

厚生委員会委員長 吉村 美紀

文京区議会議長 白 石 英 行 様

厚生委員会請願審査報告書

令和七年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十二日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第九号

・件 名 介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善を求める請願書

・請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号

新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹 紘子

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第十一号

・件 名 「本郷三丁目四十」のマンション計画についての請願

・請願者 文京区本郷三丁目四十三番八号

湯島武蔵野マンション
岡田 恵

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

令和七年六月二十四日

文教委員会委員長 浅川 のぼる

文京区議会議長 白石英行様

文教委員会請願審査報告書

令和七年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十三日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第十二号

・件 名 小・中学校全学年において早急に少人数数学級の実現を

求める請願

・請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号

新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹絃子

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第十三号

・件 名 「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校

給食の提供を求める請願

・請願者

.

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第十四号

・件 名 学校給食に「ゲノム編集食品」を使用しないことを求

める請願

・請願者

.

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

四 請願受理第十五号

・件 名 区内図書館の管理・運営方法を見直し、新小石川図書館

館については、管理・運営を直営に戻すことも検討す

ることを求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠 里

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

五 請願受理第十六号

・件 名 子ども関連施策でパブリックコメントやアンケートな

どの充実を図ることを求める請願

・請願者

.

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

六 請願受理第十七号

・件 名 「区内公立学校における、外国人児童の在籍状況と支

援体制の調査と、その結果の公表」に関する請願

・請願者 外一名

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

る請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠里

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

令和七年六月二十四日

議会運営委員会委員長 山田 ひろこ

文京区議会議員 白石 英行 様

議会運営委員会請願審査報告書

令和七年六月二日、本委員会に付託された請願については、六月十日

日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第十八号

・件名 「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子ども

たちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

文京区における真の「協働・協治」を実現する会

代表 屋和田 珠里

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

四 請願受理第二十一号

・件名 全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用容

認の請願

・請願者

・審査の結果 不採択

・意見 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第十九号

・件名 より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果た

す改革をさらに進め、「開かれた」議会の実現を求め

五 請願受理第二十二号

・件名 区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明

化を求める請願

- ・請願者
- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

○議長（白石英行） これより、追加日程第二十八から第四十八までの二十一請願を一括して採決いたします。

お諮りいたします。
本件は、いずれも委員会の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

○議長（白石英行） 「たかはまなおき議員「議長、十八番」と発言を求む。」

○たかはまなおき議員 議長、異議がございます。文京区議会会議規則第八十条におきまして、異議を申し立てます。私としては、起立による個別採決を求めます。

○議長（白石英行） ただいま、簡易採決をすることに對し、異議がございました。

簡易採決をすることに對しての異議の申立ては、会議規則第八十条の規定により、五人以上の賛成を必要としております。

お諮りいたします。
本件異議申立てに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 五人の起立がございましたので、異議申立ては成立いたしました。

よって、この二十一請願を委員会の報告のとおり決することについて、起立により採決することいたします。

お諮りいたします。

追加日程第二十八から第四十八までの二十一請願について、いずれも委員会の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、本件は、いずれも委員会の報告のとおり決しました。

〔岡崎義頭議員除斥、退場〕

○議長（白石英行） 次に、追加日程第四十九を議題といたします。
〔議事調査主査朗読〕

追加日程第四十九

監査委員選任の同意について

二〇二五文総第四六九号
令和七年六月二十四日

文京区長 成澤 廣修

文京区議会議長 殿

監査委員選任の同意について

本区議員選出の監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、区議会の同意についてお取り計らい願います。

記

住 所 東京都文京区本郷三丁目二十三番五、三〇六号

氏 名 岡崎 義 顯

生年月日

略 歴

平成十一年五月一日
現 在
（文京区議会議員）

平成十四年二月十四日
（予算審査特別委員会副委員長）

平成十四年三月二十六日
（副議長）

平成十五年五月二十八日
（議会運営委員会副委員長）

平成十七年六月十五日

平成十六年二月十七日
（予算審査特別委員会副委員長）

平成十六年三月二十二日
（副議長）

平成十七年六月十五日
（建設委員会委員長）

平成十九年四月三十日
（副議長）

平成十八年九月十一日
（決算審査特別委員会副委員長）

平成十八年十月十七日
（副議長）

平成十九年五月二十九日
（議会運営委員会副委員長）

平成二十一年六月二十五日
（副議長）

平成二十一年六月二十五日
（監査委員）

平成二十二年六月二十一日
（副議長）

平成二十三年二月九日
（予算審査特別委員会委員長）

平成二十三年三月十五日
（副議長）

平成二十三年五月三十日
（文教委員会委員長）

平成二十五年六月十三日

平成二十四年九月十日
（決算審査特別委員会委員長）

平成二十四年十月十七日

平成二十五年六月十三日

平成二十七年四月三十日
（副議長）

平成二十九年六月二十二日
（地域包括ケアシステム調査特別委員会副委員長）

平成三十一年四月三十日

令和元年五月二十八日
（副議長）

令和三年六月二十四日

令和三年六月二十四日

令和五年四月三十日
（自治制度・地域振興調査特別委員会委員長）

○議長（白石英行） 本件同意を求める理由について、区長の説明を求めます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） ただいま上程されました監査委員の選任同意の案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本区監査委員のうち、議員の中から選任いたしております山本一仁議員が監査委員の職を辞されたことに伴い、その後任として、岡崎義顕議員を選任いたしました旨と存じます。

同議員の議会での経歴は、資料のとおりでございます。本区議員選出の監査委員に最適任であると存じます。

何とぞ全員一致の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白石英行） お諮りいたします。

本件について、区長の申出のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（白石英行） 起立多数と認めます。よって、本件は、区長の申出のとおり同意することに決しました。

〔岡崎義頭議員入場、着席〕

○議長（白石英行） ただいま選任同意と決しました二十五番岡崎義頭議員から、挨拶のため発言の申出がありますので、これを許します。

〔岡崎義頭議員「議長、二十五番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 二十五番岡崎義頭議員。

〔岡崎義頭議員登壇〕

○岡崎義頭議員 ただいまは、監査委員の選任に当たりまして、皆様のご同意を賜り、誠にありがとうございました。

長引く物価高騰や先行き不透明な経済状況など、地方自治体が迅速かつ柔軟に対応していかなければならない課題が、今、山積しております。

福祉の増進を始め、公正かつ効率的な行財政運営が図れるよう、監査委員としての職務を全うし、研鑽（けんさん）に励む所存でございます。これまでの議員としての経験を生かしながら、議員選出の監査委員として、その重責を果たしてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、引き続きの御指導を賜りますようお願い申し上げます。監査委員就任の御礼の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

ありがとうございます。

○議長（白石英行） これより、都合により副議長と交代いたします。

〔議長退席、退場。副議長着席〕

○副議長（田中香澄） 次に、追加日程第五十、議長辞職許可についてを議題といたします。

本件に関し、議長白石英行議員から議長辞職願が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

辞 職 願

今般都合により、議長を辞職いたしたく、よろしくご許可くださるようお願いいたします。

令和七年六月二十四日

白石英行

文京区議会副議長殿

○副議長（田中香澄） お諮りいたします。

願い出のとおり白石英行議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中香澄） 御異議なしと認めます。よって、白石英行議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔白石英行議員入場、着席〕

○副議長（田中香澄） お諮りいたします。

二十三番白石英行議員より発言の申出があります。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中香澄） 御異議なしと認めます。よって、発言を許可することに決しました。

二十三番白石英行議員。

〔白石英行議員登壇〕

○白石英行議員 退任の挨拶の機会を与えていただき、ありがとうございます。

この間、区民の皆様、同僚の議員の皆様、成澤区長を始め区の職員の皆様、そして田中副議長と議会事務局の皆様、大変お世話になりました。皆さんに支えられて本日この場に立っていることに感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

二〇二三年四月の統一地方選挙後、六月に第三十回文京区議会が立ち上がり、今日に至っています。当時は、五月に新型コロナウイルス感染症が五類になり、私たちのミッションは、ポストコロナ、全てからの再生であり、着実な人口増の中で、各委員会が闊達な議論を行い、文京らしさを発揮し、愛着を持って住み続けられるまち、ふるさと文京区であるよう議会の運営に努めさせていただきました。二〇二三年度の予算では八回の補正予算を組むなど、区と議会が一丸となって立ち向かった年であったと思います。

そのすばらしい議論を更に持続可能にするために、全議員DX研修を行い、情報発信として、マルチビジョンの活用、予算、決算審査特別委員会のライブ中継、請願のオンライン申請、AIリアルタイム字幕など、ICTの取組を行ってまいりました。ペーパーレスを目的としたタブレットについては、今後、各議員が活用しやすいよう、皆さんとともにバージョンアップをすることを期待しています。

多様化する社会の中で、人と人が結び付き、文化や産業を知り、より豊かな生活環境が図れるよう、国内外との交流にも取り組ませていただきます。

着任後の新年では、能登半島地震が起こり、能登市との交流から、区では迅速な物資輸送が行われました。復興支援では、金沢市議会議長とともに物産展に取り組み、現在では、本区の学校給食食材の提供の連携へと向かうの議長からも話が進み、成果が出ています。

盛岡市、魚沼市、津和野町、福山市、常総市では、区民交流を後押しし、各イベントなど様々な交流が実施され、新たにうるま市と水戸市と協定締結するなど、互いに支え合う文化が構築できました。

海外では、引き続きカイザースラウテルン市の生徒を受け入れ、新たに韓国、松坡区との姉妹都市となり、九月に議会訪問団が来日、松坡区区民ツアーが開催されるなど市民交流が予定され、パリ五区とはMOUを結ぶなどの広がりがあり、世界に広がりました。

また、小学校の議会訪問を積極的に受け入れ、七月には中学校サミットをこの議場で行う主権教育にも力を入れ、文京シビックセンターの大規模改修に伴う展望ラウンジの閉鎖の機会に、議会PRを含め、議会フロアの開放も行います。

心残りは、昨年、衆議院議員選挙で中止となった区議会地震災害時等の行動訓練があります。今年、是非区民のために、いつ来るかわからない災害に備えていただき、また、政治倫理についても全議員が理解され、議会のバージョンアップを図っていくことが期待されています。

本区の人口が二十四万人都市へと向かう中で、多様な価値観の中で誰もが愛着を持っていただくためには、都市特有のニーズを的確に把握し解決するために、今後も文京区議会が果たすべき役割は大きな存

在です。東京都が持つ権限を身近な文京区に移譲できるよう、二十三区の中で文京らしさを発揮し、本区の魅力を更に磨いていただきたいと思います。

特別区議会議長会では、今後、大きな経費が掛かり付けている清掃工場改修の課題や資源回収、リチウム電池の対応、大井競馬場では厩舎移転に伴うトレーニングセンターなどの設置運営などを注視し、二十三区で解決し、区民の信頼に応えていきたいと思っております。

文京区民のための政策は、現在進行中です。多くの声が私にも皆さんにも届いているはずで、そんな中で、今年、西村議員が病に倒れたことは残念で仕方ありません。

今後も、皆さんとともに御信頼を頂いた力を課題解決に向け様々な案をさせていただき、文京区議会とともに歩んでまいりますので、変わらぬ御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

二年間の御協力、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（田中香澄） 次に、追加日程第五十一、議長選挙を行います。

本選挙は、投票によることといたします。選挙の執行中は、議場を閉鎖いたします。議場閉鎖。

〔議場出入口を閉鎖〕

○副議長（田中香澄） 選挙については、会議規則第二十七条第二項の規定により、二人以上の開票立会人を会議に諮り、議長より指名することとなっております。

お諮りいたします。

開票立会人には、

四番	宮野	ゆみこ	議員
六番	依田	翼	議員
七番	高山	かずひろ	議員
十二番	山田	ひろこ	議員
十六番	小林	れい子	議員
十八番	たかはま	なおき	議員
十九番	金子	てるよし	議員
二十五番	岡崎	義顕	議員
二十七番	品田	ひでこ	議員
二十九番	海津	敦子	議員
三十一番	山本	一仁	議員

の十一人を御指名申し上げたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中香澄） 御異議なしと認めます。よって、開票立会人には、以上十一人の方々を指名いたします。

なお、念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。また、被選挙人の氏名について、同姓の議員がおられますので、必ず姓と名を併せて記入いただくよう、お願いいたします。

同姓の議員がいる場合に、姓のみを記載したものは無効票となりますので、御注意ください。

投票用紙を配付させます。

書き損じの場合は、引換えに代わりの用紙を差し上げますから、お申出を願います。

〔投票用紙配付〕

○副議長（田中香澄） 投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（田中香澄） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長の点呼により、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔事務局長の点呼に応じ、各議員投票〕

○副議長（田中香澄） 投票漏れはありませんか。――投票漏れなし

と認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方々は、立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（田中香澄） 投票の結果を事務局長より報告いたします。

〔事務局長報告〕

出席総数 三十三人

投票総数 三十三票

棄権 なし

有効投票 三十三票

無効投票 ○ 票

有効投票の内訳

二十番市村やすとし議員 三十二票

二十二番名取頭一議員 一票

○副議長（田中香澄） 以上、御報告申し上げましたとおりであります。

す。この選挙の法定得票数は九票でありますから、二十番市村やすとし議員が議長に当選と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場出入口の閉鎖を解く〕

○副議長（田中香澄） ただいま議長に当選されました二十番市村やすとし議員が議場におられますので、本席から、会議規則第二十八条

第二項の規定による告知をいたします。

二十番市村やすとし議員を議長選挙の当選人として告知いたします。

市村議長より御挨拶をお願いいたします。

〔市村やすとし議長登壇〕

○議長（市村やすとし） ただいま行われました議長選挙におきまして、議員の皆様のご信任を頂き、第五十代の文京区議会議長を拝命いたしました市村やすとしでございます。

皆様には心から感謝と御礼を申し上げますとともに、責任の重さに

身が引き締まる思いであります。

私は常々、一人一人を大切にするという思いを胸に、政治に向き合

ってまいりました。人と人とのつながり、支え合い、思いやる心こそ

が豊かな地域社会の礎であり、文京区が誇る文の京の精神にも通じる

ものと考えております。

また、気候変動や災害への備え、デジタル化の進展、少子高齢化な

ど、持続可能なまちづくりに向けた課題も山積しております。こうし

た課題に真正面から向き合い、未来の文京区を見据えた政策議論を議

会として丁寧に関わり重ねてまいりたいと思っております。

そのためには、開かれた議会運営、そして区民の皆様のご信頼の下、

共に築く共創の議会を目指してまいります。

これからも区民の皆様へ寄り添いながら、思いやりと品格のある文

京区を目指してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（田中香澄） 以上、御報告申し上げます。

京区議会を築くべく、誠心誠意努めてまいります。

引き続き、皆様からの御指導、御鞭撻（べんたつ）をお願い申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（田中香澄） これより議長と交代いたします。

〔副議長退席、退場。議長着席〕

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第五十二、副議長辞職許可

についてを議題といたします。

本件に関し、副議長田中香澄議員から副議長辞職願が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

辞 職 願

今般都合により、副議長を辞職いたしたく、よろしくご許可くださるようお願いいたします。

令和七年六月二十四日

田 中 香 澄

文京区議会議長殿

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

願い出のとおり田中香澄議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、田中香澄

議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔田中香澄議員入場、着席〕

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

十四番田中香澄議員より発言の申出があります。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、発言を許

可することに決しました。

十四番田中香澄議員。

〔田中香澄議員登壇〕

○田中香澄議員 副議長退任の御挨拶の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

改選後の令和五年から二年間、白石英行議長の下、副議長として仕事をさせていただきました。無事この日を迎えられましたのも、ここにいらつしやる議員の皆様を始め、成澤区長、区職員の皆様、区議会事務局の皆様、そして多くの区民の皆様のお力添えがあったものと、心より感謝申し上げます。

就任の御挨拶で、私は、白石議長をお支えすることと、皆様と力を合わせて区民の負託にお応えすることをお誓い申し上げました。多様な価値観の皆様と合意形成を図っていくことは容易ではありませんでしたが、尊敬と感謝の念を忘れずに、一つ一つ丁寧に進めることを心掛け、議会運営に当たらせていただきました。皆様の御協力のお陰で、これまで先輩方が積み上げてこられた良き文京区議会の伝統を更に前へ前へ進めてくることができたと自負しております。改めて心より感謝を申し上げます。

これからも、区民の皆様安心して住み続けていただける文京区を目指し、汗をかいてまいる所存です。

最後に、新しい議長、副議長を中心に、更なる文京区議会の発展と

皆様の御多幸を心よりお祈り申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。

二年間、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第五十三、副議長選挙を行います。

本選挙は、投票によることといたします。

選挙の執行中は、議場を閉鎖いたします。

議場閉鎖。

〔議場出入口を閉鎖〕

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

先ほどの議長選挙の際の開票立会人の方々を、本選挙の開票立会人として御指名申し上げたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、先ほどの議長選挙の際の開票立会人の方々を、本件副議長選挙の開票立会人に指名いたします。

なお、念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

また、被選挙人の氏名について、同姓の議員がおられますので、必ず姓と名を併せて記入いただくよう、お願いいたします。

同姓の議員がいる場合に、姓のみを記載したものは無効票となりますので、御注意ください。

投票用紙を配付させます。

書き損じの場合は、引換えに代わりの用紙を差し上げますから、お申出を願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（市村やすとし） 投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（市村やすとし） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長の点呼により、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長の点呼に応じ、各議員投票〕

○議長（市村やすとし） 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方々は、立会いを願います。

〔開票〕

○議長（市村やすとし） 投票の結果を事務局長より報告いたします。

〔事務局長報告〕

出席総数 三十三人

投票総数 三十三票

棄権 なし

有効投票 三十二票

無効投票 一票

有効投票の内訳

三十番高山泰三議員 二十票

二十八番浅田保雄議員 六票

三十二番板倉美千代議員 六票

○議長（市村やすとし） 以上、御報告申し上げますとおりであります。

この選挙の法定得票数は八票でありますから、三十番高山泰三議員が副議長に当選と決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場出入口の閉鎖を解く〕

○議長（市村やすとし） ただいま副議長に当選されました三十番高

山泰三議員が議場におられますので、本席から、会議規則第二十八条第二項の規定による告知をいたします。

三十番高山泰三議員を副議長選挙の当選人として告知いたします。

高山副議長より御挨拶をお願いいたします。

〔高山泰三副議長登壇〕

○副議長（高山泰三） ただいま行われました副議長選挙におきまして、皆様の御賛同を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

伝統ある文京区議会副議長の大任を拝命いたしまして、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

市村議長をしっかりとお支えするとともに、二元代表制の一翼を担う議会として、区民の信頼と期待に応え、確かな存在感を示していくよう、誠実に職務を果たしてまいります。

また、党派構成が多様化する中にも、議会全体としての一体感を大切にし、開かれた議論と相互の尊重をもって、円滑な議会運営に努めてまいります所存です。愛と感謝を忘れずに、和やかで風通しのよい議会づくりを皆様とともに目指してまいります。

議会各位におかれましても、引き続きの御指導と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第五十四を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第五十四

常任委員会の委員の定数及び選任について

○議長（市村やすとし）

各常任委員会の委員の定数は、委員会条例第三条の規定により、八人以上とし、議会の議決で定めることとされております。

また、常任委員については、委員会条例第五条の規定により、議長が指名することになっております。

お諮りいたします。

これより御指名申し上げます常任委員の数をもち、各常任委員会の委員の定数といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）

御異議なしと認めます。よって、これより御指名申し上げます常任委員の数をもち、各常任委員会の委員の定数とすることに決しました。

議長から御指名申し上げますそれぞれの常任委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

総務区民委員会委員

二 番 吉 村 美 紀 議員

四 番 宮 野 ゆみこ 議員

十四番 田 中 香 澄 議員

厚生委員会委員

十九番 金子 てるよし 議員
 二十二番 名取 頭一 議員
 二十三番 白石 英行 議員
 二十八番 浅田 保雄 議員
 二十九番 海津 敦子 議員
 三十一番 山本 一仁 議員
 以上九人

建設委員会委員

一 番 のぐち けんたろう 議員
 九 番 千田 恵美子 議員
 十五番 沢田 けいじ 議員
 十七番 宮崎 こうき 議員
 十八番 たかはま なおき 議員
 二十番 市村 やすとし 議員
 二十一番 田中 としかね 議員
 二十四番 松丸 昌史 議員
 以上八人

三 番 松平 雄一郎 議員
 六 番 依田 翼 議員
 十 番 浅川 のぼる 議員
 十一番 豪一 議員
 十三番 宮本 伸一 議員
 二十七番 品田 ひでこ 議員

三十番 高山 泰三 議員
 三十二番 板倉 美千代 議員
 以上八人

文教委員会委員

五 番 ほかり 吉紀 議員
 七 番 高山 かずひろ 議員
 八 番 石沢 のりゆき 議員
 十二番 山田 ひろこ 議員
 十六番 小林 れい子 議員
 二十五番 岡崎 義頭 議員
 二十六番 上田 ゆきこ 議員
 三十三番 関川 けさ子 議員
 以上八人

○議長（市村やすとし） 以上、御報告申し上げたとおりであります。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第五十五を議題といたします。
 〔議事調査主査朗読〕

追加日程第五十五 議会運営委員の選任について

○議長（市村やすとし） 議会運営委員については、委員会条例第五条の規定により、議長が指名することになっております。また、議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第三条の三第二項の規定により、十一人とされております。

議長から御指名申し上げます議会運営委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

三番	松平	雄一郎	議員
八番	石沢	のりゆき	議員
十番	浅川	のぼる	議員
十二番	山田	ひろこ	議員
十三番	宮本	伸一	議員
十四番	田中	香澄	議員
十九番	金子	てるよし	議員
二十二番	名取	顕一	議員
二十三番	白石	英行	議員
二十六番	上田	ゆきこ	議員
二十八番	浅田	保雄	議員

○議長（市村やすとし） 以上、御報告申し上げますとおりであります。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第五十六を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第五十六
特別委員の辞任許可及び選任について

○議長（市村やすとし） 本件に関し、各特別委員の方々から辞任し

たい旨の願い出がありましたので、これらを受理し、委員会条例第十条に基づき、議長において辞任を許可いたします。

辞任願の出しております方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

三番	松平	雄一郎	議員
四番	宮野	ゆみこ	議員
八番	石沢	のりゆき	議員
十五番	沢田	けいじ	議員
二十番	市村	やすとし	議員
二十一番	田中	としかね	議員
三十番	高山	泰三	議員
三十三番	関川	けさ子	議員

災害対策調査特別委員会委員

一 番	のぐち	けんたろう	議員
九 番	千田	恵美子	議員
十六番	小林	れい子	議員
二十二番	名取	顕一	議員

子ども・子育て支援調査特別委員会委員

二 番	吉村	美紀	議員
五 番	ほかり	吉紀	議員
十一番	豪一		議員
十二番	山田	ひろこ	議員
十三番	宮本	伸一	議員
二十六番	上田	ゆきこ	議員
二十八番	浅田	保雄	議員

三十二番 板倉美千代 議員

○議長（市村やすとし） 次に、委員会条例第五条に基づき、議長より新たに選任する各特別委員を御指名申し上げます。

御指名申し上げる特別委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

自治制度・地域振興調査特別委員会委員

一 番 のぐち けんたろう 議員
 二 番 吉村美紀 議員
 五 番 ほかり吉紀 議員
 九 番 千田恵美子 議員
 十二番 山田ひろこ 議員
 二十六番 上田ゆきこ 議員
 三十一番 山本一仁 議員
 三十二番 板倉美千代 議員

災害対策調査特別委員会委員

二 番 吉村美紀 議員
 八 番 石沢のりゆき 議員
 十一番 豪一 議員
 二十八番 浅田保雄 議員

子ども・子育て支援調査特別委員会委員

三 番 松平雄一郎 議員
 四 番 宮野ゆみこ 議員
 十四番 田中香澄 議員

十五番 沢田けいじ 議員
 十六番 小林れい子 議員
 二十一番 田中としかね 議員
 二十二番 名取頭一 議員
 二十三番 白石英行 議員
 三十三番 関川けさ子 議員

○議長（市村やすとし） 以上、御報告申し上げたとおりであります。

この際、正副委員長及び理事の互選を願いたいと思っておりますので、各委員の方々は、順次第一委員会室に御参集ください。

各委員会において正副委員長及び理事の互選を行います間、会議を暫時休憩いたします。

午後六時五分休憩

午後七時二十三分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

正副委員長及び理事互選の結果を書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

総務区民委員会

委員長 二十三番 白石英行 議員
 副委員長 十九番 金子てるよし 議員

理事 四番 宮野ゆみこ 議員
 理事 十四番 田中香澄 議員
 理事 二十二番 名取頭一 議員
 理事 二十八番 浅田保雄 議員

文教委員会				建設委員会				厚生委員会					
理事	理事	副委員長	委員長	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
八番	七番	五番	二十六番	三十二番	三十番	十三番	十一番	二十一番	十八番	十五番	九番	三十一番	二十九番
石沢	高山	ほかり	上田	板倉	高山	宮本	豪一	田中	たかはま	宮崎	千田	山本	海津
のりゆき	かずひろ	吉紀	ゆきこ	美千代	泰三	伸一	依田翼	としかね	なおき	こうき	恵美子	一仁	敦子
議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員

災害対策調査特別委員会				自治制度・地域振興調査特別委員会				議会運営委員会					
理事	副委員長	委員長		理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
二番	十八番	十三番		三十一番	二十四番	九番	五番	二十六番	十九番	十三番	十四番	二十五番	十六番
吉村	たかはま	宮本		山本	上田	松丸	千田	上田	金子	宮本	浅川	岡崎	小林
美紀	なおき	伸一		一仁	ゆきこ	昌史	恵美子	ゆきこ	てるよし	伸一	のぼる	義頭	れい子
議員	議員	議員		議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員

理事	八番	石沢	のりゆき	議員
理事	十七番	宮崎	こうき	議員
理事	二十五番	岡崎	義頭	議員
理事	二十八番	浅田	保雄	議員
理事	二十九番	海津	敦子	議員
理事	三十一番	山本	一仁	議員

子ども・子育て支援調査特別委員会

委員長	二十一番	田中	としかね	議員
副委員長	四番	宮野	ゆみこ	議員
理事	七番	高山	かずひろ	議員
理事	十四番	田中	香澄	議員
理事	十五番	沢田	けいじ	議員
理事	十六番	小林	れい子	議員
理事	十九番	金子	てるよし	議員
理事	二十三番	白石	英行	議員

○議長（市村やすとし） 以上、御報告申し上げたとおりであります。

この際、議会運営委員会において議員の派遣についての取扱いを決定する間、会議を暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員の方々は、第二委員会室に御参集ください。

午後七時二十五分休憩

午後七時四十二分再開

○議長（市村やすとし） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

この際、日程の追加について申し上げます。
資料、議事日程・追加議事日程二のとおり、一件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第五十七を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第五十七

議員の派遣について

令和七年六月二十四日

議員の派遣について

地方自治法第百条第十三項及び文京区議会会議規則第百十六条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 一 令和七年度議員派遣について
- (1) 派遣目的 韓国松坡区民ツアー参加
- (2) 派遣場所 大韓民国ソウル特別市松坡区
- (3) 派遣期間 令和七年九月二十六日（金）から二十八日（日）まで（三日間）
- (4) 派遣議員 二十三番 白石英行議員（総務区民委員会委員長）

○議長（市村やすとし） お諮りいたします。

ただいまの書記報告のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、議員を派

遣することに決しました。

○議長（市村やすとし） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

しました。

したがいまして、本定例議会の議事は全て終了いたしました。

区長から御挨拶がございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求め。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 令和七年六月定例議会の最終日に当たりまして、

一言御挨拶を申し上げます。

去る六月二日に始まりました本定例議会は、本日をもちまして日程終了の運びとなりました。

今回、御提案を申し上げました案件は、条例案、事件案、監査委員の選任同意、合わせて二十七件でしたが、いずれも原案のとおり御可決、御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、各委員会におきまして、極めて熱心な御議論をいただき、深く敬意を表するものであります。

審議の過程におきまして、各般にわたり頂きました御意見や御要望を踏まえ、今後の区政運営に万全を期してまいりたいと存じます。

さて、今年は、終戦から八十年という節目を迎えます。国外では、ロシアによるウクライナ侵攻から三年以上が経過した今も終結の見通しは立たず、また、中東情勢は現在も予断を許さない状況にあり、世界情勢は一層の混迷を深めております。

このような情勢も踏まえ、本区では、終戦八十年の記念事業として、「文の京 区民平和のつどい」を拡充し、参加者が戦争の悲惨さや被

災状況をよりリアルに体験できるよう、デジタル技術を活用したコンテンツの展示や、平和な世界を考えるワークショップ等、様々な取組を実施いたします。

時代は移り変わり、戦後生まれが人口の九割近くを占めるなど、戦争の実体験を語り継ぐことが極めて困難になっている中、この記念事業を通じて、区民の皆様は、日々を平和に暮らすことができること、有り難みや、命の尊さを改めて考えていただく機会となることを期待しております。

今般、新たな議会構成が整いました。新正副議長の下、なお一層の区政運営へのお力添えをお願い申し上げます。

また、先日、東京都議会議員選挙が実施されたところですが、来月には参議院議員選挙も控えているということで、議員の皆様も多忙な日々が続くことになると存じます。くれぐれも御自愛頂き、暑い夏を乗り切られますようお祈り申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） これをもちまして、令和七年六月文京区議

会定例議会を終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

長期間にわたる熱心な御審議、お疲れさまでございました。

午後七時四十七分散会